

平成24年 1月～3月の工事事故の状況

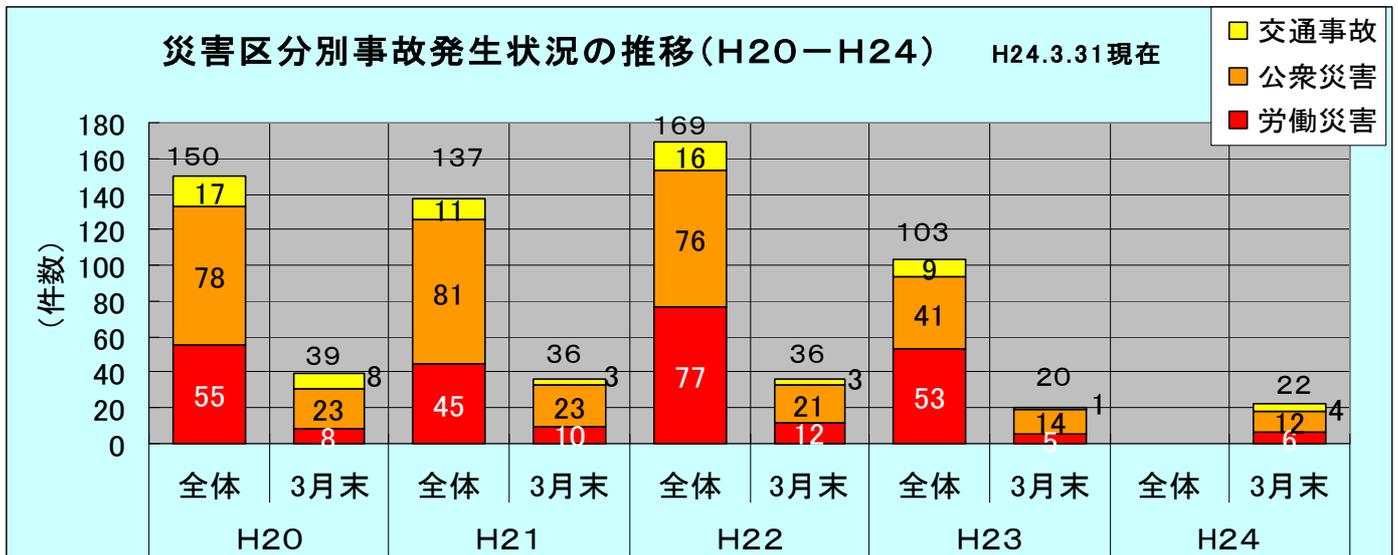
北陸地方整備局発注の直轄工事

◆平成24年事故の状況◆

☆平成24年1月～3月の事故は22件(昨年20件)発生、公衆災害が12件、労働災害6件となっています。安全対策を徹底し、事故発生件数を減らしましょう。

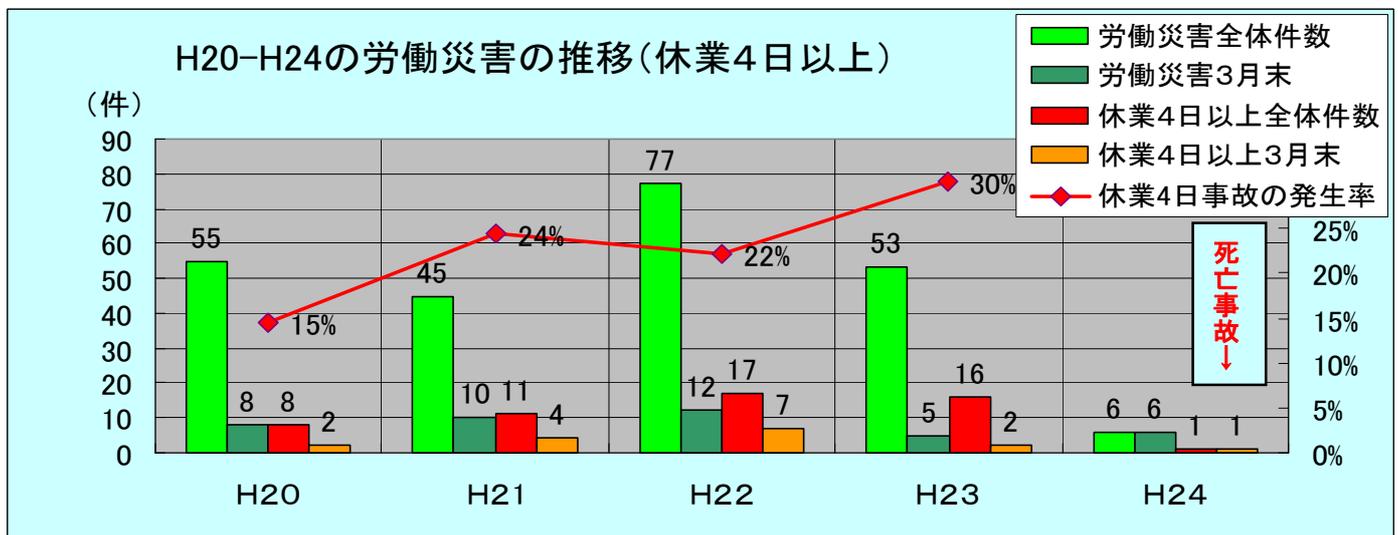
1. 工事事故速報の件数

平成24年の1月～3月の事故件数は22件発生しています。昨年は、事故件数103件と過去5年で最小でした。平成24年についても、昨年以上に事故数の減少にむけて、安全対策を徹底しましょう。



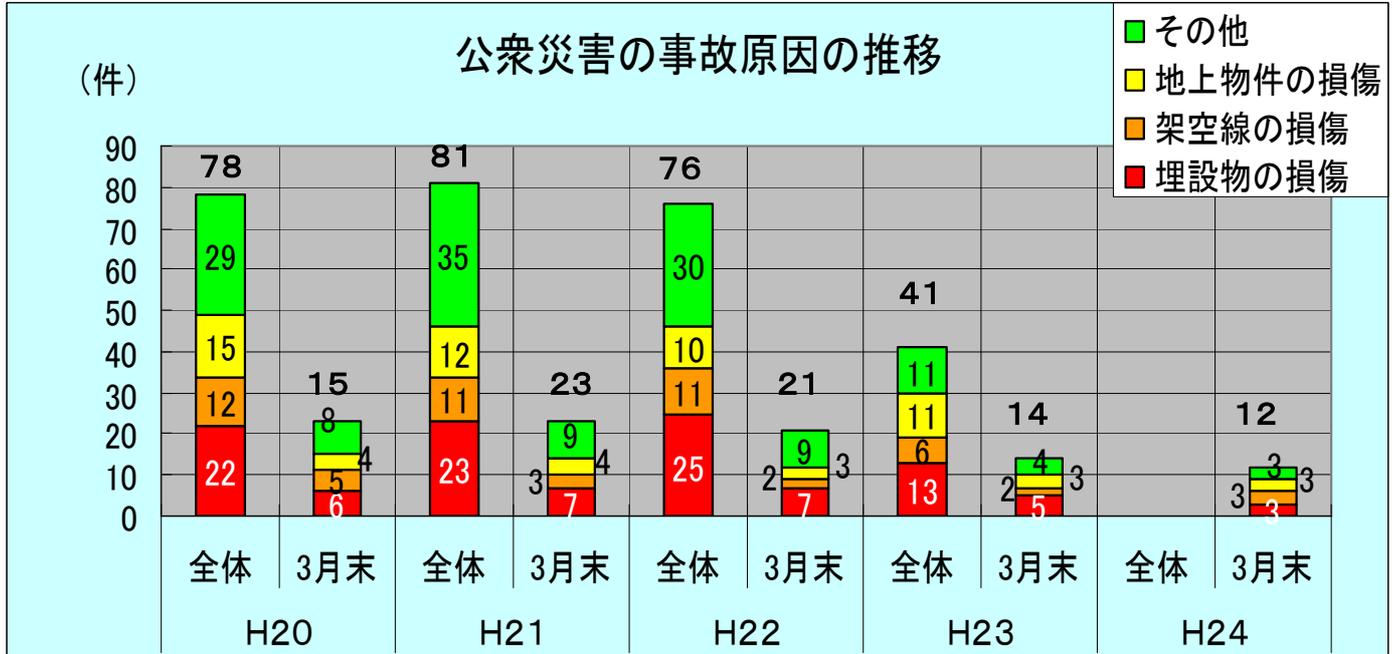
2. 労働災害の状況

H24年の休業4日以上以上の事故は、既に1件発生。しかも、死亡事故(水死)となっています。また、昨年は休業4日以上以上の重大事故の発生率が、高い傾向にありました。本年も、安全対策を徹底し、重大災害の発生を防止しましょう。



3. 公衆災害の状況

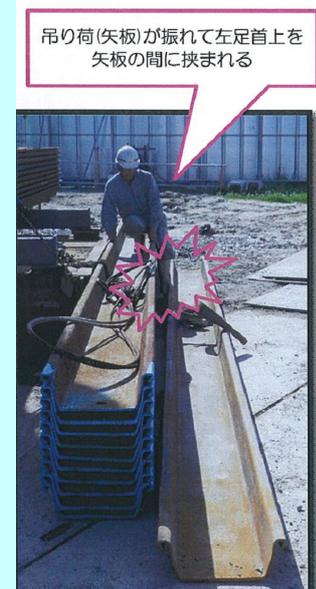
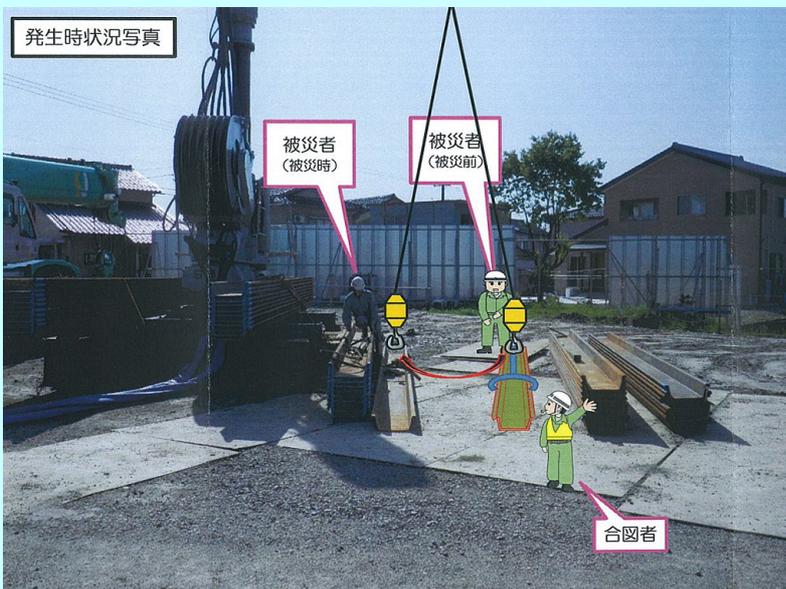
平成24年の公衆災害は、12件発生し、発生状況は、昨年と同じです。 例年埋設物損傷事故が多く発生していますが、本年はすでに3件発生しています。



4. 事故事例

取り扱い運搬：「鋼矢板の吊り上げ作業に伴う事故」

- **工事概要**：橋梁下部工事
- **事故概要**：鋼矢板Ⅲ型をクレーンにより移動作業中に、吊り荷が横ぶれし、仮置きしてあった矢板と吊り荷の矢板に左足をはさまれた。
- **事故原因**：◆ クレーンブームが吊り荷の真上になかった。
◆ クレーンと吊り荷の間に機械があり、目視出来なかった。
- **防止対策**：◆ 合図者がブーム位置を確認し合図をすること。
◆ クレーンオペレータの視界を妨げないこと。



平成24年度における建設工事事故防止 のための重点対策の実施について

国北整技管第 7 号
平成24年4月12日

各事務所長 殿
本局関係課長 殿

企 画 部 長

平成24年度における建設工事事故防止のための重点対策の
実施について(通知)

平成24年度 重点対策として取り組む内容

I・発注者は、以下の事故防止重点防止策を適切に実施出来るよう、安全協議会等へ働きかける対策

1. 交通事故防止重点対策
2. 足場からの墜落事故防止重点対策
3. 法面からの墜落事故防止重点対策
4. 飛来落下事故防止重点対策
5. 工事事故に係わる広報活動の推進
6. 安全活動の評価

II・関係業団体が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策
2. 重機事故防止重点対策
 - (1)ステッカー運動の推進
 - (2)重機との接触防止対策の推進
3. 足場からの墜落事故防止重点対策
4. 法面からの墜落事故防止重点対策
 - (1)昇降設備の設置の推進
 - (2)法面工事における適切な作業計画の作成と周知
 - (3)法面工事用仮設設備に関する安全対策
5. 飛来落下事故防止重点対策
6. 各種事故共通重点対策
 - (1)現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進
 - (2)建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入の推進
 - (3)表彰制度の推進
 - (4)工事事故防止に係わる広報活動の推進
 - (5)安全活動にかかわる創意工夫の成果の提出

厚生労働省において「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要領」が策定され、平成24年2月9日に発出されています。平成24年度の重点対策では、その要領に基づき、足場からの墜落事故防止について重点的に取り組む事が盛り込まれています。

足場からの墜落・転落災害発生状況

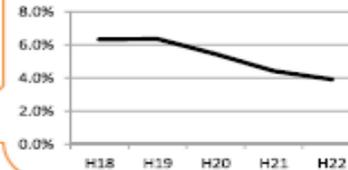
[要綱のポイント]

●労働災害発生状況の推移 (単位：人)

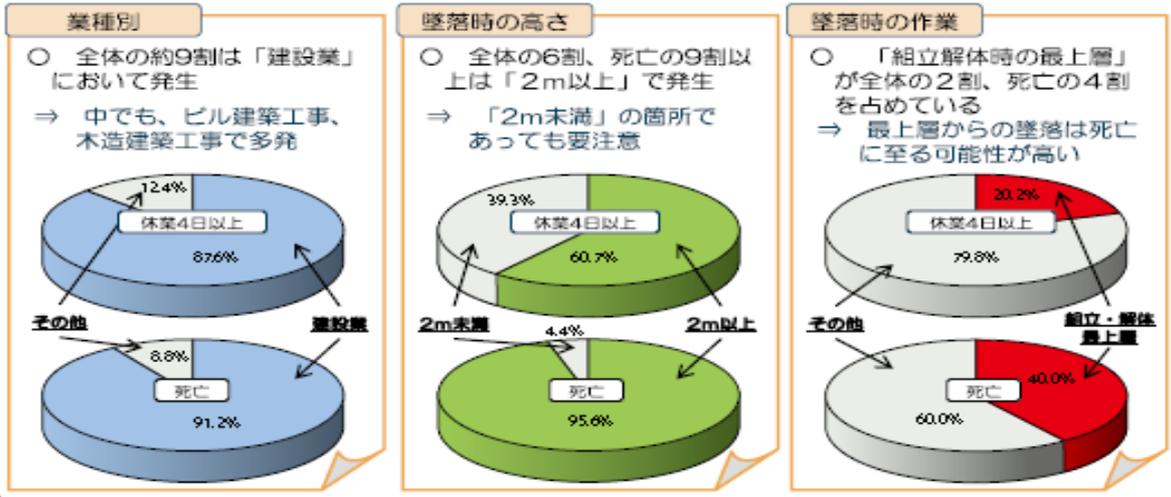
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
休業4日以上 の死傷災害	141,364 (1,455)	143,529 (1,317)	132,609 (1,269)	108,081 (1,034)	110,441 (1,178)
うち、 墜落・転落	24,633 (357)	24,383 (348)	22,529 (315)	18,721 (279)	18,315 (285)
うち、 足場から	1,563 (32)	1,552 (32)	1,227 (34)	828 (29)	718 (39)

※ 資料出所：労働者死傷病報告

「足場からの墜落・転落災害」が
全体に占める割合も減少傾向



●「足場からの墜落・転落災害」の傾向 (平成21年度及び平成22年度発生分)



足場からの墜落防止措置を検討する際の基本的な考え方

足場からの墜落防止措置の検討に当たっては、「建築物等の設計段階」から、「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに、以下の①から④の点を踏まえた対策を計画的に実施することが必要です。

① 各現場の**実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討**すること

② **リスクアセスメントの観点**を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の**作業の実態等を十分に踏まえて検討**すること

③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、**本質的な安全対策を優先的に採用**するよう努めること

④ **検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施**すること

※「建設事故データベース」SASについては、現在システムメンテナンスのため、データ入力出来ません。入力については、本局企画部技術管理課検査係(025-280-8880)まで問い合わせください。